

経済的手法について

福島大学経済学部
東田啓作

経済的手法について

- 1．本稿の目的と構成
- 2．環境保全協力金に関するレポートからの類推
- 3．目的と経済的手法の種類
- 4．結語

1．本稿の目的と構成

これまで、6回にわたって産業廃棄物に関する経済的手法について議論が行われてきた。本稿においては、もう一度経済的手法についての意見を述べさせていただくことにする。なお、ここで述べさせていただくことが、これまでの議論にうまく関連付けられていないことを最初にお詫びさせていただきたい。また、環境保全協力金とかなり議論が重複するため、そちらを参考にさせていただきたい。

第2節においては、環境保全協力金の検討のところでも述べさせていただいたポイントを、経済的手法一般に応用させて考える。第3節においては、経済的手法を導入する目的とどのような経済的手法を用いるかについて、簡単に考察する。第4節において簡単に結論を述べる。

2．環境保全協力金に関するレポートからの類推

2.1 外部性

廃棄物処理から環境被害（環境リスク）が発生しないとすると、外部不経済という観点からは、産業廃棄物税は必要ない。なぜなら、最終処分業者が処分のために支払うコストおよび最終処分業者自身が被る環境被害については、処理価格に反映されるからである。したがって、外部不経済の存在することを明らかにする必要がある。ただし、これまでの不法投棄や処分場建設にかかるコストの状況、また将来の環境リスクを考えると、一定の外部不経済は発生していると考えてよい。（不法投棄へのインセンティブを考えると、産業廃棄物税の賦課によって、必ず環境リスクが減少するとは言い切れないが。）

一方の外部経済についてであるが、どの程度の規模が中間処理やリサイクルを含めたこ

の産業の適正規模かが、現段階で私の手元にデータはない。確実なことはいえないので、ポイントを整理しておくにとどめる。産業廃棄物税は、最終処分業者、中間処理業者、リサイクル業者、排出事業者のどれかの経済主体（複数）によって負担されるため、産業の規模が縮小する可能性がある。¹ 一方で、税収を用いることで環境関連産業を拡大させることができる。どちらの効果が大きいかを調査する必要がある。

2.2 不法投棄

産業廃棄物税の賦課は、適正に処理することのコストを上昇させるため²、不法投棄をすることのベネフィットが大きくなる。したがって、そのベネフィットの上昇を上回るコストの上昇を追加的に設定する必要がある。具体的には、不法投棄に対する罰則の強化が考えられる。

2.3 税の価格への転嫁

たとえば、納税義務者を最終処分業者とした場合、その税負担の一部は、中間処理業者、排出事業者、消費者へと転嫁されていく。環境省の資料によれば、最も負担することになる可能性が高いのは中間処理業者である。このことは、本検討会でも主張されてきた中間処理産業の振興という観点からはマイナスの効果をもたらす。環境保全協力金のところでも述べたが、排出事業者を納税義務者とした場合でも、やはり負担の一部は中間処理業者、最終処分業者へ転嫁されるため、同様の効果が出てくる。産業廃棄物税の設定を所与とするならば、その税収、税負担を考慮に入れて再配分すべきである。³ 中間処理業者の負担が大きい場合には、中間処理技術を進化させるインセンティブ付けを行えるような配分を

¹ ただし、1 トン 1000 円という現状では、それほど縮小させないという見方がある。（環境省資料）

² 課税が、産業をその適正規模から乖離させてしまう場合には、さらにコストが上昇する。

³ もちろん外部経済の大きさ、外部不経済の減少の大きさも考慮に入れるべきである。

考えるべきである。⁴

3．目的と経済的手法の種類

環境省の資料、および岩手県の資料から、経済的手法の目的は大きく分けて2つあると考えられる。第1に、税や補助金といった経済的手法によって、経済主体に廃棄物の発生を抑制する、また廃棄物処理技術を進化させるインセンティブを与えようとするものである。第2に、これは税に限ったことであるが、税金を得ることである。目的税であるため、この税金を得ることで、不法投棄の処理、原状回復や、環境関連産業の振興を戦略的に進めるようになる。

まず、廃棄物発生の抑制という目的を考えていく。この場合、廃棄物を発生することに対して課税することでも、廃棄物を減らした事業者に減少量に応じて補助金を交付することでも、効率性の観点からは同じ効果が得られる。⁵つまり、廃棄物抑制のインセンティブを与えることができ、社会的に望ましい廃棄物発生量に近づけることができる。しかし、所得分配は明らかに異なってくる。税の場合、最終処分業者、中間処理業者、排出事業者から、多くの県民への移転が行われることと等しい。逆に、補助金の場合、多くの県民からそれらの事業者に移転が行われることと等しい。問題は、受益者が誰かということになってくる。本委員会でもたびたび主張されてきたのが、県民一人一人にも負担してもらうべきであるという考えである。これが、社会全体で合意できるならば、県民から関連処理業者への移転をともなったインセンティブ付けも考慮に入れるべきである。ただし、現状

⁴ インセンティブ効果のない配分については慎重に検討すべきである。

⁵ この補助金は、処理量、リサイクル量に応じた補助金ではないことに注意していただきたい。そのような補助金は、処理価格の低下を通じて逆に消費量、廃棄物発生量を増加させる可能性がある。

で考えている、税収を関連産業に配分するという方法はそれに近い。税収以上に、それら産業への移転を行うかどうかも議論すべきポイントである。

次に、処理技術の進化という目的を考えていく。前述の廃棄物の発生を抑制する目的の税（補助金）は、処理技術開発へのインセンティブを与える。よりよい技術を開発して廃棄物の発生量を減らすことができれば、支払う税金の額も減るからだ。ただし、通常経済的手法は目的に直接働きかける政策が最も効率的である。したがって、処理技術の開発が目的の場合には、技術開発への補助金が最も効果が得られる。もちろん、古い技術を使っている事業者へのペナルティーも経済学的には同様の効果を持つが、および事業の継続可能性という観点から、現状ではあまり適当な政策ではないと考えられる。

最後に、税収を得るといった目的について簡単に述べておく。この場合には、当然であるが、経済的手法は税や課徴金といったものに限られる。難しい点を一つ挙げるとすれば、第 1 の目的とこの目的とが矛盾する可能性があることである。課税によるインセンティブ付けを行うことで、廃棄物の発生が大きく抑制された場合には、税収はそれほど得られない。廃棄物の発生量が税にそれほど反応しない場合には、税収は大きなものとなる。もちろんその中間の状況は考えられる。

現状の 1 トン 1000 円という他県の産業廃棄物税の効果を調査した上で（環境省資料によれば、おそらくこの課税率においては廃棄物発生量が大きく減少するということはないと考えられる）それぞれの目的に優先順位を与えて、目的に応じた税率を設定すべきである。ただし、税収を得るといった目的が経済学的に正当化できるかどうか、および社会がそのような選択を行えるかどうかのポイントになることを付け加えておく。

4 . 結語

ここまで、産業廃棄物税について考察を試みてきた。産業廃棄物税は廃棄物発生抑制のインセンティブ付けには有効であると考えられるが、その際にいくつか調査、分析しなければならない点があることを述べた。

第 1 に、処分場から発生する環境被害がどれくらいのものであるかについて、ある程度推測する必要がある。第 2 に、不法投棄の処理と原状回復にかかるコスト、および産業廃棄物税が不法投棄の発生量に与える影響を推測する必要がある。第 3 に、需要構造、および供給構造を調べたうえで、どの段階へどの程度の価格転嫁が起こるか、どの段階の事業者がどの程度税を負担することになるかを推測する必要がある。

さらに、産業廃棄物税の目的に優先順位をつけたうえで、税率を設定する必要がある。また、税負担の推測、および技術開発へのインセンティブ効果にもとづいて、税収の配分を行う必要がある。